

## 三田市NET119緊急通報システム利用規約

三田市が提供する三田市NET119緊急通報システム（以下「NET119」という。）のご利用を希望される方は、本規約の全てを必ずお読み頂き、内容に御同意いただいた場合に限り、あらかじめ登録をした上でご利用ください。

### 1. サービスの内容

- (1) NET119は、聴覚や発話の障害等により音声通話が困難である方が、携帯電話やスマートフォンのブラウザ（インターネットページ閲覧機能）を通して、簡単な画面操作で119番通報を行うことができる無料の行政サービスです。
- (2) 利用対象者は、三田市に在住、在勤又は在学しており、聴覚や発話の障害等により音声通話が困難であり、同障害について身体障害者手帳の交付を受けている方のほか、音声による緊急通報が困難であると三田市消防長が認める方に限ります。
- (3) NET119は、日本国内において日本語にのみ対応しています。

### 2. NET119に利用登録をされる方（以下「利用者」という。）の情報について

- (1) NET119に予め登録される利用者の情報（利用登録の際に、第1号様式に記載する必須情報（氏名・生年月日・性別・住所・メールアドレス）と通報受付業務の参考のために予め登録できる任意情報（緊急連絡先・病歴等）があります。以下「利用者情報」という。）及び通報内容（通報画面（チャット画面等）に入力される情報及び通報した位置の情報等）が、NET119の運用保守及び消防救急業務の遂行を目的として、三田市消防本部及びコンピュータシステムの運用保守を行う事業者（ソフトウェア及びハードウェアの保守の委託先を含みます。以下「システム事業者」という。）によってアクセスされます。但し、任意情報については、利用登録の事務を三田市消防本部の職員が代行する場合を除き、通報時に送信されるまで三田市消防本部はアクセスできません。

性別の記載について、医療情報として登録の必要があるため、その他を選択された方には登録時に職員が聞き取りをさせていただく場合があります。

- (2) 前項の情報はNET119に関連する事務を担う関係機関（医療機関等）のほか、利用者の消防救急活動に必要と認められる範囲でその他の関係機関（三田市以外の消防機関や医療機関、警察等）に情報提供される場合があります。
- (3) 登録廃止の後においても、通報記録に残される利用者情報及び通報内容並びに通信履歴は、NET119の運用保守及び消防救急業務の遂行を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。
- (4) 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせは、三田市消防本部までご連絡ください。なお、登録廃止の際に、利用者自身がシステムに登録されている個人情報の削除を別途請求した場合であっても、システムのバックアップとして保存された情報は、請求から削除までに最長1か月間程度を要します。

### 3. 携帯電話やスマートフォンについて

- (1) 利用者がNET119を利用するためには、インターネット接続機能・電子メール機能及び測位機能（位置情報を取得する機能）を使うことができる携帯電話やスマートフォン（以下「通報端末」とい

う。)を用意することが必要です。これらの機能にかかる料金(パケット通信料等)は利用者が負担してください。

(2)NET119の利用において、利用者が平文(情報の内容を他人に判読されないための加工(暗号化)がなされないデータ)の方式を選択して通信を行う場合(※)、通信内容が第三者から傍受されるおそれがあります。

※次に掲げる暗号通信の要件(但し、当該要件は業界動向に従い随時更新されます)を満たさない通報端末による利用者情報の通信は、平文による通信方式が選択されます。

- i プロトコル:TLS 1.0 以降(SSLは認めない)
- ii サーバー証明書のハッシュアルゴリズム:SHA-2

(3)迷惑メール対策等のため、通報端末に受信拒否(ドメイン指定等)が設定されている場合は、三田市消防本部からのメールを受信できませんので、設定を解除してください。設定を解除する方法は通報端末を契約している電話会社にご相談ください。

(4)測位機能が無効に設定されている通報端末では、通報を行うことができませんので、測位機能の設定を有効にしてください。測位機能を有効にする方法は通報端末を契約している電話会社にご相談ください。

(5)NET119の練習通報の機能を使って、通報端末がNET119の利用条件を満たしていること(正常に通報できること)及び操作の方法を定期的を確認してください。

#### 4. 利用登録に関する注意事項

(1)登録後に、通報端末の機種変更又は必須情報の変更が生じた場合は、速やかに第2号様式の変更届出を、任意情報の変更が生じた場合は、利用者ご自身で情報の更新を行ってください。変更届出を行わないと、通報時に通報端末や三田市消防本部で受信する端末で適切な対応をとることができません。なお、機種変更に伴う変更届出の後には、変更前の通報端末でNET119を利用できません。

(2)利用者のアカウントの有効期限は1年です。NET119のご利用意思を確認するために、システムから通報端末にURL付のメールが定期的送信されますので、メールに記載されているURLにアクセスし、利用登録の有効期限を更新してください。利用登録の有効期限が更新されず、三田市消防本部が利用者のご利用継続の意思を確認できない場合には、利用登録を廃止することがあります。

(3)利用者別に発行される通報URLは個人を認証する情報にあたりますので、他人に知らせないでください。

#### 5. 通報に関する注意事項

(1)音声通話による119番通報が可能な方が近くにいる場合は、NET119を利用せず、音声通話による119番通報を依頼してください。

(2)NET119は、コンピュータシステムを使用して提供されます。そのため、システムの保守点検・不具合等のやむを得ない事由によりシステムが停止することがあります。この場合、NET119は利用できません。

(3)NET119を利用するためには、無線の通信網を使うことが必要です。そのため、トンネル・地下・

建物の中のように電波が届きにくい所や通信網のエリア外等、NET119を利用できない場所があります。

(4)何らかの理由によりNET119による通報を行うことができない場合には、NET119以外の手段によって119番通報を行ってください。

(5)NET119による通報の後、チャット画面を使って三田市消防本部から通報内容の確認等の連絡を行うことがありますので、隊員が到着するまで通報端末の電源を切らないでください。

(6)外出先から通報する場合、通報した位置が特定されないと適切な対応を受けることができません。通報端末のGPS等による測位機能から正しい位置情報が得られない場合には、通報した位置を修正する操作を行ってください。

## 6. 三田市以外の地域での通報

(1)通報地点を管轄する消防を検索する機能(暗号通信による通報に通報地点が含まれている場合に利用できます)によって三田市消防本部とは別の消防(以下「他消防」という。)が検索され、三田市のNET119と相互接続される緊急通報サービス(以下「相互接続サービス」という。)が他消防において稼働しているときは、他消防が通報を受信します。このとき以外は三田市消防本部が通報を受信します。

(2)前項により他消防が通報を受信する場合、他消防及び相互接続サービスのシステム事業者が利用者情報及び通報内容が提供され、利用者の消防救急活動に必要と認められる範囲で関係機関(医療機関、警察等)に通知されます。

## 7. 遵守事項

(1)NET119の利用にあたって次の行為を行わないでください。ア～オのいずれかに該当する行為を利用者がした場合、三田市は利用者の承諾なしに、利用の制限又は停止(利用登録の廃止を含みます)の措置をとる場合があります。

ア 悪戯・妨害等、NET119の目的に反する方法でNET119を利用する行為

イ 他人の財産又は人格的利益を侵害する情報(偽りその他不正の手段により取得された個人情報を含みます)を入力する行為

ウ NET119のサーバー等に過大な負荷を与えること、NET119の全部又は一部を複製・加工・転記等を行うこと、NET119を利用した商行為、その他システム事業者の権利を侵害する行為

エ 公序良俗に違反する行為、他人に不利益を与える行為、犯罪に結びつく行為(そのおそれのある行為を含みます)又は法令違反または違反するおそれのある行為

オ その他、三田市又はシステム事業者が不適切と判断する行為

## 8. コンピュータシステムについて

(1)システムに関するお問い合わせは三田市消防本部にご連絡ください。但し、通報端末本体の操作、NET119以外のソフトウェアの使用方法是ご案内することができません。

(2)NET119に関する著作権その他の知的財産権は、システム事業者及びシステム事業者が利用許諾

する第三者に帰属します。

(3) NET 119の利用にあたって、地図データの供給者が定める利用許諾条件（NET 119の画面に提示する規約）に従ってください。

(4) NET 119は次の事項を保証していません。

ア NET 119が使用する地図等のデータが、完全に正確であること及び実際の内容と合致していること

イ NET 119が、三田市消防本部が定めた仕様を満たさない機器で正常に作動すること

ウ NET 119が、三田市消防本部が定めた仕様を超えた事項を提供すること

(5) NET 119は、次の場合にサービスを停止する場合があります。

ア システムの保守のための計画的停止

イ 次の各号の事項により、システムの運用がやむを得ず困難となった場合の非常停止

(ア) 脆弱性等の問題解決のため緊急にソフトウェアの更新を行う場合

(イ) DDoS攻撃等の第三者による加害行為

(ウ) 通信回線の役務を提供する電気通信事業者による当該回線に係る電気通信業務の緊急停止

(エ) 天変地異（戦争・テロ行為・騒乱・暴動・致命的な伝染病の流行を含みます）等の非常事態

(オ) その他システム保守上の緊急事態

(6) 利用者は、自己責任においてNET 119を利用するものとします。三田市はNET 119について慎重に管理を行いますが、利用者がNET 119の利用に際して行った一切の行為と、その結果当該行為によって発生した損害について、損害の原因が三田市にある場合を除き何らの責任を負わないものとします。

## 9. 利用条件の変更

(1) NET 119は、三田市の判断でサービスの変更を行う場合又は終了する場合があります。

(2) 本規約の内容は、三田市の判断で変更される場合があります。この場合、その変更内容をNET 119の案内サイトに掲載した時から、変更後の内容がご利用条件になります。

以上